

## 資料－５ 十和田市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）を策定するため、十和田市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 策定委員会は、都市計画マスタープランの策定に関する事項について、広範若しくは専門的な見地から検討及び原案を策定し、市長に報告する。

### (組織)

第3条 策定委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員は、別表のとおりとする。

3 委員長は、委員の互選により決定し、策定委員会を総理する。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から都市計画マスタープランを策定する日までとする。

### (会議)

第5条 策定委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 策定委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要と認める場合は、委員以外の関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

### (庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、都市整備建築課において行う。

### (その他)

第7条 この要綱で定めるもののほか、策定委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成21年11月26日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成22年1月13日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成23年1月20日から施行する。